

『障害者週間』におけるパネル展等の実施について

1 目的

障害者基本法第9条に基づく「障害者週間」において、障がい保健福祉分野に係るパネルの展示、パンフレットの設置等を行い、地域における共生社会の実現、障がいを理由とする差別の禁止等に関する関心と理解を深めることを目的とする。

(障害者週間)

第9条国民の間に広く基本原則*に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

*基本原則…地域社会における共生、障害を理由とする差別の禁止等

2 主催

胆振圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

胆振総合振興局保健環境部社会福祉課

胆振圏域障がい者総合相談支援センターるびなす

3 協力

胆振管内11市町、その他関係機関

4 実施期間

令和元年12月3日(火)から6日(金)

5 具体的な内容

(1) パネル(ポスター)展示

- ・障害者週間 ほか

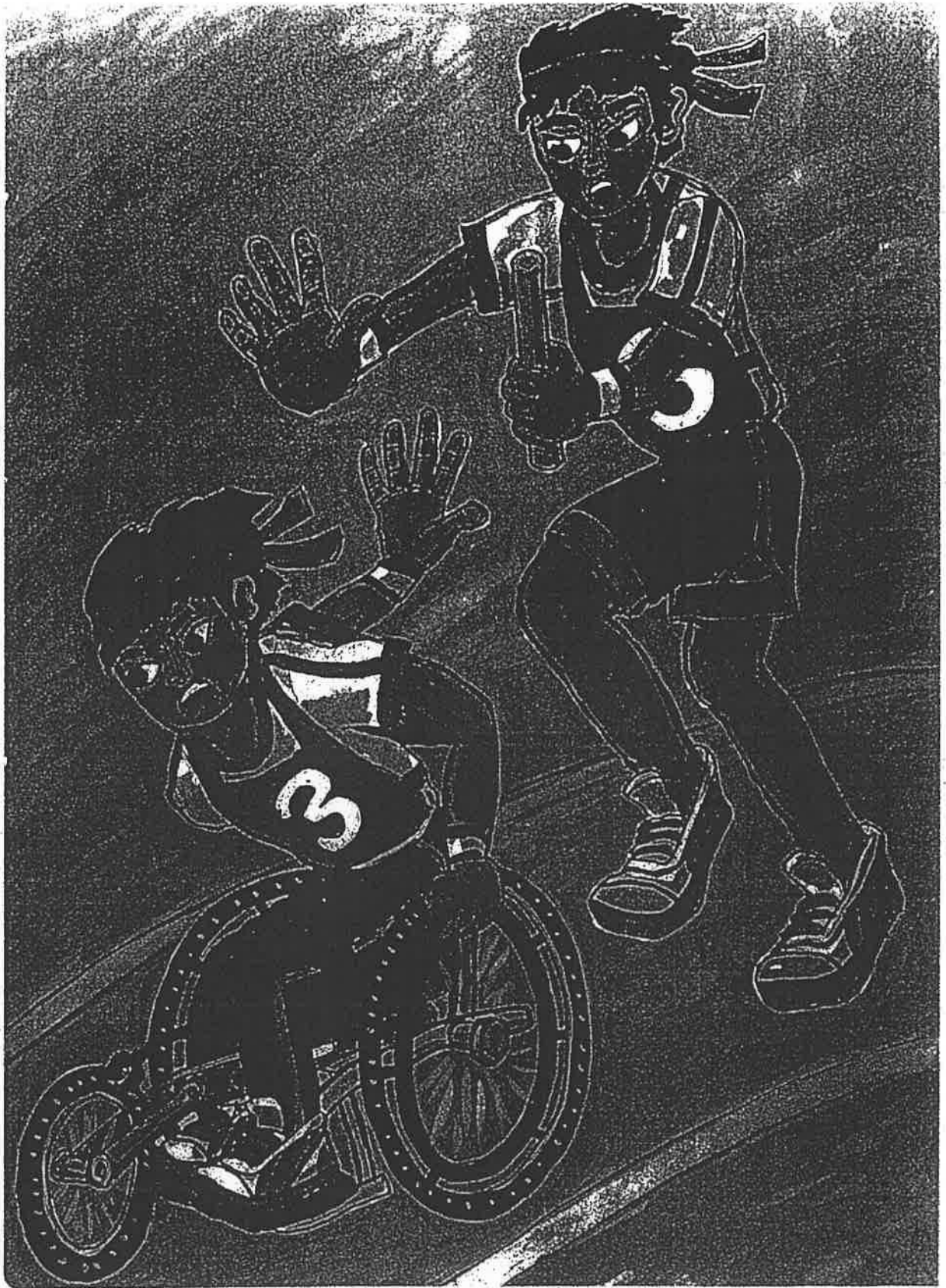
(2) パンフレット設置

- ・「障害者差別解消法」を知っていますか？
- ・外出ボランティアの輪を広げよう
- ・北海道意思疎通支援条例、北海道手話言語条例～誰もが暮らしやすい北海道を目指して～
- ・発達障がいってなんだろう？
- ・障害者虐待防止法について ほか

(3) ビデオ上映

- ・「バリア」とは何だろう？
- ・「心のバリアフリー」について学ぼう

12月3日～9日は「障害者週間」

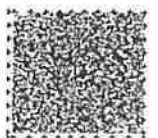
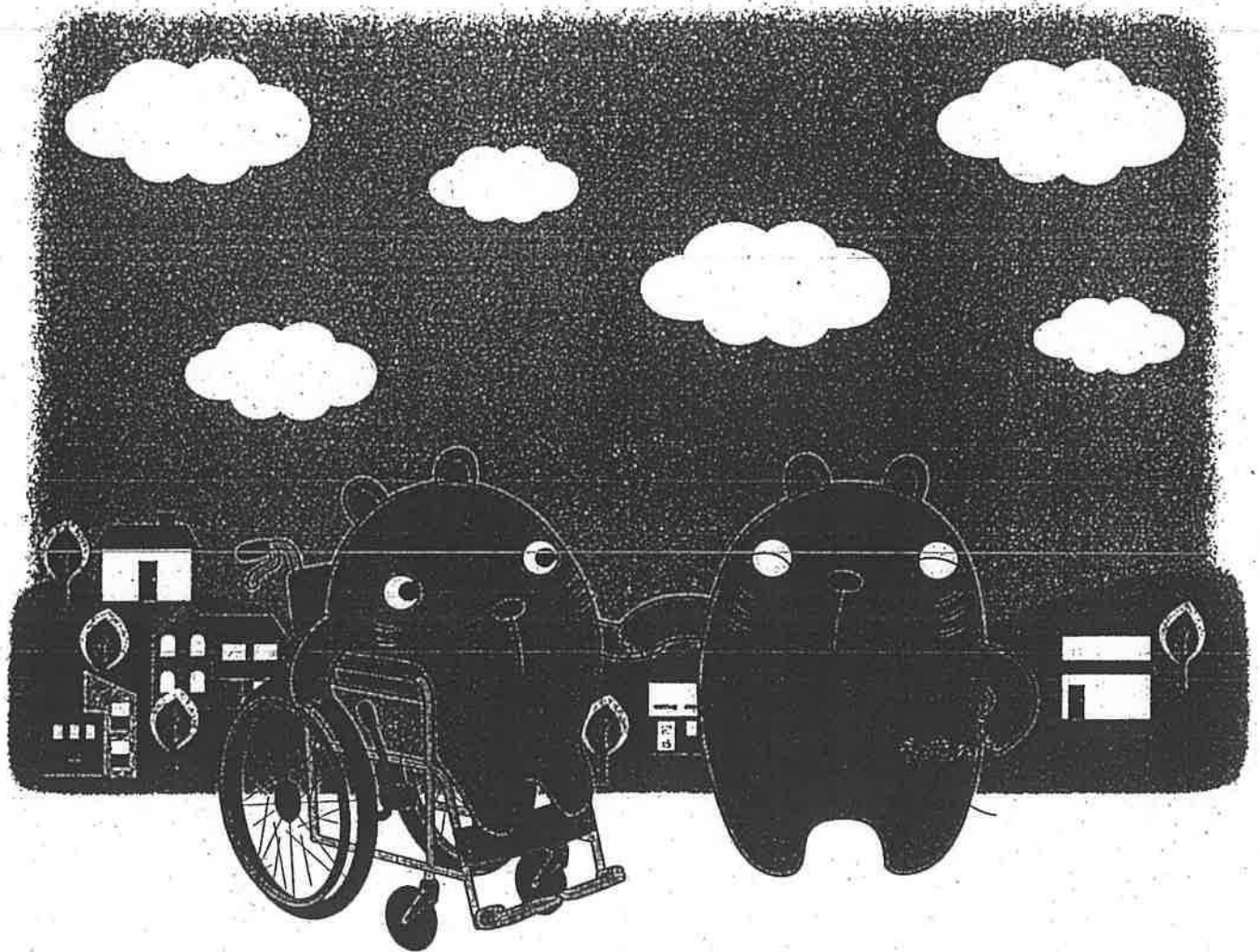


2019年度「障害者週間のポスター」小学生区分 最優秀賞（内閣総理大臣賞）
宮城県 大崎市立鹿島台小学校3年 鈴木 凌風さんの作品「力を合わせて辛せに」

障害のある人とない人がお互いに尊重し
支え合う「共生社会」の実現を目指して

しょうがい しゃ さ べつ かい しょうほう
「障害者差別解消法」
をし
を知っていますか？

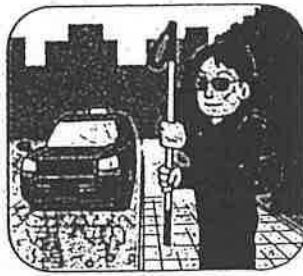
この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。



ユニバーサル社会の実現を目指して

外出支援ボランティアの 輪を広げよう

いま、あなたにできることを、その場で一步踏み出そう



何かお手伝いできることはありますか？



一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会

本書は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

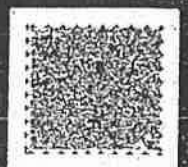
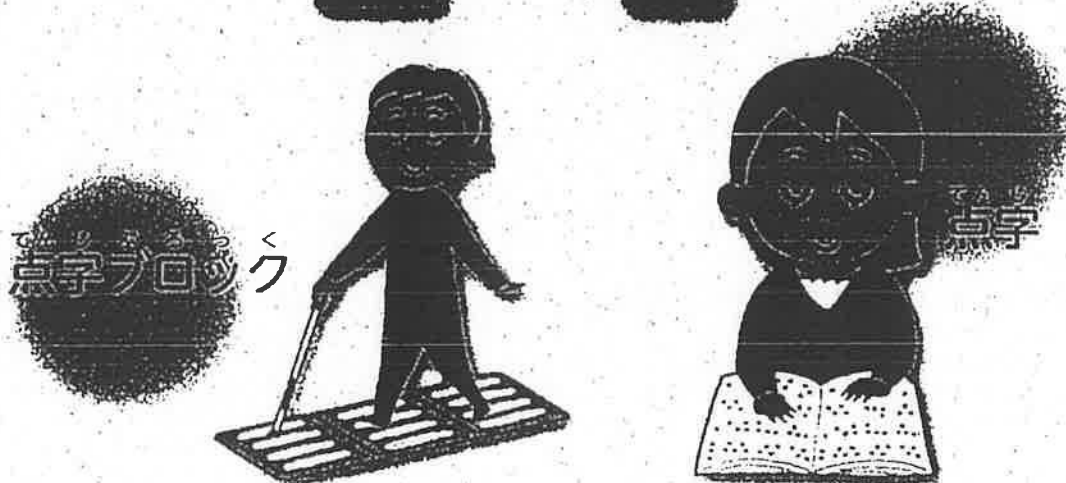
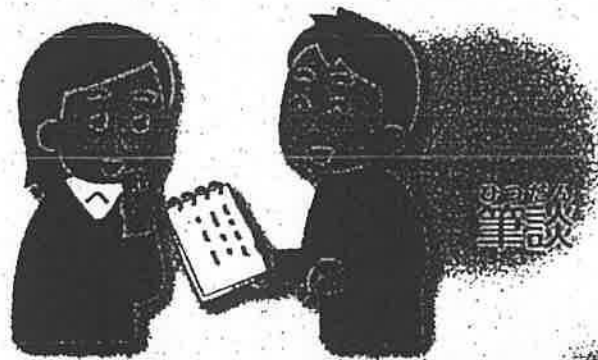


ほっかいどういしそつうしえんじょうれい
北海道意思疎通支援条例

ほっかいどうしゅわげんごじょうれい
北海道手話言語条例

へいせいねんがつにちしこう
(平成30年4月1日施行)

ほっかいどう
～^{たれ}誰もが暮らしやすい北海道を^{めざ}目指して～





北海道

発達障がいって なんだろう？



北海道

(委託先に北海道発達障害者支援センター あおいそら、きら星、きたのまち)





北海道

しょうがいしゃぎゃくたいぼうし ほう ～障害者虐待防止法について～

しょうがいのある方への虐待の防止や家族などに
たい しょう たい しょう ほうし かぞく
対する支援をするための法律ができました。



しょうがいのある方への虐待を
自分が受けた。又は周りにはいる人が
受けているところを見た場合は、
すぐに相談してください！



「みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

北海道・札幌法務局・道央人権啓発活動ネットワーク協議会

